

釜石労働基準監督署からのお知らせ

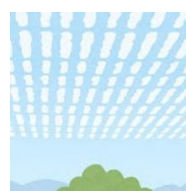
令和8年
10月

1 最低賃金が変わります 時間額 1,090 円に！ 令和8年 12月1日～

岩手県最低賃金（現行：時間額 1,031 円）が、令和8年12月1日から
時間額 1,090 円

に改正されます。最低賃金は、年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、全ての人に適用されます。事業主の皆様は、ご準備と確実な対応をお願いします。

なお、厚生労働省では、賃金引き上げに向けた支援策等をホームページに掲載しています。詳しくは「賃金引き上げ特設ページ」を検索してご利用ください。 特設ページはこちらから ▶



2 労働災害発生状況等について

（令和8年8月 末現在）	製造業	鉱業	建設業	運輸交 通業	貨物取 扱業	農林業	畜産・水 産業	商業	通信業	保健衛 生業	接客娛 楽業	ビルメン・ その他	合計
令和8年8月末	12	0	3	1	0	3	3	4	0	7	0	4	37
前年同期	15	1	9	2	0	1	2	8	1	12	0	3	54
増減数	-3	-1	-6	-1		2	1	-4	-1	-5		1	-17

令和8年の8月末現在の労働災害は37件となり、対前年比で17件減少しています。概ね各業種で減少していますが、特に建設業、商業、社会福祉施設が大きく減少しています。一方、林業、畜産業は増加しています。事故の型別では、転倒災害が12件、墜落・転落が7件、はさまれ・巻き込まれが6件、腰痛等動作の反動・無理な動作が5件となっています。

釜石監督署管内の労働災害発生状況については、岩手労働局ホームページ内の「釜石監督署からのお知らせ」に掲載していますので、右下の二次元コードをご参照ください。

釜石署管内の転倒災害は約32%を占めています。特に50歳以上を中心に、転倒による骨折等の災害が増加し続けています。

事業主の皆様、右の転倒防止対策事例集(盛岡監督署作成)も参照し、つまずき、滑りによる原因を少しでも減らすよう、職場環境の改善に努め、転倒災害防止に取り組みましょう。

転倒災害対策事例集
(盛岡署作成) ▼釜石監督署からの
お知らせ災害統計 ▼

3 届出していますか？ 『36協定』 時間外労働・休日労働を行う場合に必要です

時間外労働や休日労働をさせる場合には、事業主と事業場の労働者代表との間で「36協定」を締結し、労働基準監督署への届出が必要となります。

労働時間を延長して労働させることができる時間は、原則として、1か月45時間、1年について360時間（1年単位の変形労働時間制を採用している場合は1か月42時間、1年320時間）を超えないように協定で定める必要があります（限度時間）。ただし、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合には、特別条項を設けることにより、特例として、①1年720時間（時間外労働のみ）、②1か月100時間未満（時間外労働＋休日労働）、③2～6か月平均80時間以内（時間外労働＋休日労働）、④月45時間を上回る回数は年6回まで、の範囲で限度時間を超えて労働させることが認められます。一方、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされており、過重労働による健康障害防止を図る観点から、この特別条項を締結する際には、医師による面接指導、深夜業の回数制限、勤務間インターバルの確保、連続休暇の取得等の健康福祉確保措置を定めなければなりません。

なお、坑内労働、著しく暑熱・寒冷な場所における業務、著しい振動、強烈な騒音、有害物の粉じん・蒸気を発散する場所等厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、時間外労働は1日2時間を超えてはならないほか、建設事業、自動車運転の業務、医師等については個別の上限規制があります。

36協定や働き方改革、その他支援等に関する詳しい情報等は以下をご参照ください。

36協定届
主要様式
▶36協定届
作成支援
ツール
▶働き方改革
の取組事例
▶岩手働き方
改革推進支
援センター
▶はたらき
かたススめ
特設サイト
▶

